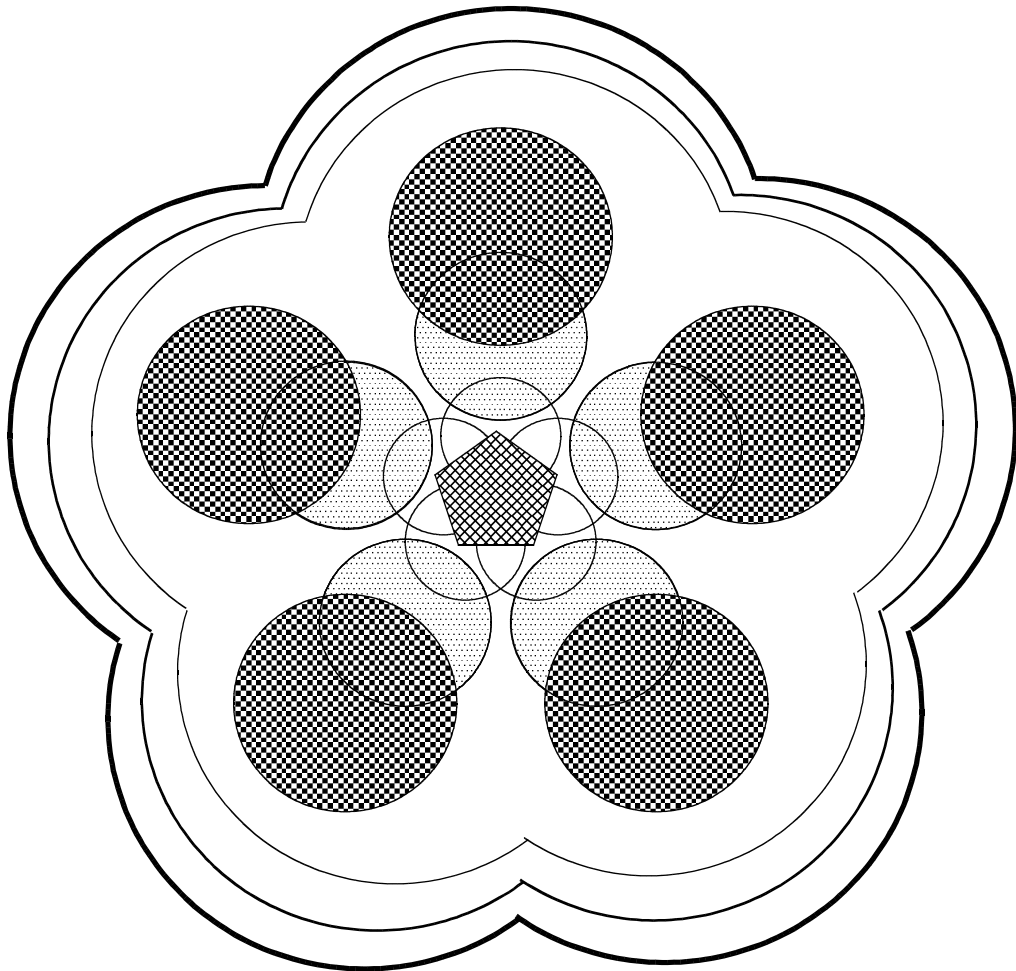


令和3年度

# 学校教育指導の指針



城陽市教育委員会

＜表紙のデザインについて＞  
全体を市の木「梅」を基調にして、市立の幼稚園1園、小学校10校、中学校5校を五角形と円で示し、16校（園）の連携を重なりで表現したものである。

## 学校教育方針

城陽市の学校教育は、学習指導要領並びに京都府教育委員会の「学校教育の重点」等を踏まえ、知・徳・体の調和のとれた発達を図り、基本的人権を尊重し、国際感覚を身に付けた心豊かな人間の育成を目指すものである。

この目標を達成するため、各学校(園)においては校(園)長のリーダーシップのもと、自校(園)の教育目標と経営方針を明確にし、創意ある教育課程を編成しながら、特色ある学校づくりを通して、確かな学力、豊かな人間性、たくましく健やかな身体などの育成を目指し、日々の教育活動の充実に努める。

具体的には、第2期京都府の教育振興プラン(仮称)の「京都府の教育の基本理念」に示されている「包み込まれているという感覚」の醸成を基盤とした一人一人の子どもを大切にされた教育を推進するとともに、主体的に学び考える力や多様な人をつながる力、新たな価値を生み出す力の源となる自己肯定感を醸成する教育を推進する。

このため、教職員は、学校における全ての教育活動を常に点検、改善し、学校教育の一層の充実と向上に努める。

### 令和3年度 重点目標

- 1 豊かな学びの創造と確かな学力の育成
- 2 豊かな人間性の育成と多様性の尊重
- 3 健やかな身体の育成
- 4 学びを支える教育環境の整備
- 5 学校・家庭・地域の連携・協働と社会教育の推進

#### —「包み込まれているという感覚」—

「私は、かけがえのない存在として、愛され、見守られている」

「私は、共に支え合い助け合う仲間として、信頼されている」

「私は、この社会の一員として、責任ある行動を期待されている」

◇上記3つに示された「誰もが、かけがえのない一人の人間として、周囲の人々に支えられ、生かされている」という感覚

# 1 豊かな学びの創造と確かな学力の育成

## (1) 基礎・基本の確実な定着

- ア 非認知能力と認知能力を一体的にはぐくむ教育を計画的・組織的に展開する。
  - ・児童生徒が主体的に学び考える力の源となる自己肯定感の醸成を基盤とした学力の充実・向上を目指す取組の計画的、組織的な推進
- イ 「読み・書き・算数・表現力」の伸長を大切にしたい取組を推進する。
  - ・朝の読書、ボランティアによる読み聞かせ等の充実
  - ・「小学生個別補充学習（ジュニアわくわくスタディ）」や「中1振り返り集中学習（ふりスタ）」、「中2学力アップ集中講座」等を積極的に活用した基礎・基本の徹底
- ウ 各種の学力診断テスト等の結果を活用し、学習状況を的確に把握・分析し、個に応じた指導に活かすとともに学習指導要領の求める授業改善に努める。
  - ・小学校全学年で標準学力調査、中学校3年で実力テスト等の実施
  - ・小学校4年、中学校1年、2年で府学力診断テストの実施
  - ・小学校6年、中学校3年で全国学力・学習状況調査の実施
  - ・研究指定校等の研究成果の活用
  - ・「1人1台端末」の効果的・効率的な活用などにより、児童生徒一人一人の学習意欲や学習理解度等に応じたきめ細かな指導や支援の充実
  - ・「ユニバーサルデザイン授業」や「やましろ授業スタンダード」、学びの共同体」等における授業の根幹に流れるすべての子どもを大切にしたい授業改善の推進
  - ・各学校の重点研究の推進
  - ・小学校教育研究会、中学校教育研究会等における研究の推進
  - ・市学力向上等推進委員会による研修会等の有効な活用

## (2) 活用力・対応力の育成

- ア 文章や図表、データなどを読み、評価、熟考するためにICTを活用することで、情報を探し出す力、ものごとを多面的・多角的にみる力、論理的に考え説明する力などを育成する学習活動の充実を図る。
- イ 子ども同士の学び合いの中で主体性を引き出し、話し合い、考えを深めることなどを通して、コミュニケーション能力や課題解決能力、粘り強さなどの育成を目指す学習活動を充実させる。
- ウ 情報社会を生き抜くために、子どもがプログラミングの働きを理解するとともに、情報と情報手段を主体的に選択し、活用していくための基礎的な資質として、情報セキュリティや情報モラルを理解するなど、情報活用能力の育成を図る取組を推進する。

## (3) 学ぶことの意義や楽しさを感じられる多様な学び

- ア 主体的に学び考える力や多様な人となつながら力、新たな価値を生み出す力の源となる自己肯定感の醸成を意識した授業を推進する。
  - ・課題解決型の授業の充実
  - ・各教科各単元において具体の評価規準を明確にした、学習過程の各段階における形成的な評価の推進
  - ・教育充実補助員、学習支援員、特別支援教育支援員等の有効な活用
  - ・英語指導助手(AET)の効果的な活用
- イ 主体的な学び手の育成を目指し、家庭との連携を進め、基本的な生活習慣の確立と学習習慣の定着に向けた取組を充実する。
  - ・家庭学習の習慣化に向けた、各校の創意ある指導の推進と「まなび・生活アドバイザー」の活用
- ウ 児童生徒の主体的な学びにつなげるために、ICTを活用した多様な学習の形や学習機会を創出するとともに、個々の児童生徒の学習進度や興味・関心等に応じた学びや協働的な学びを充実させる。

- エ 「文化芸術による子どもの育成事業」、「知的好奇心をくすぐる体験授業」、「結ネットKYOTO」や「国体選手等派遣事業」、「もっと元気な京都ジュニア『夢・未来』スポーツ体験事業」等を積極的に活用し、児童生徒に夢をはぐくむ取組を推進する。
- オ 多様な探求型学習を進めるため、市立図書館・府立図書館等との連携を推進する。

#### (4) 城陽と京都を知り、世界に通用するグローバル人材の育成

- ア 小学校中学年での「外国語活動」や高学年での「外国語科」の学習活動を充実させることにより、コミュニケーションを図る資質・能力の素地と基礎の育成を図る。
  - ・小学校での「外国語活動」や「外国語科」担当教員の英語力及び指導力の向上のため、教員研修の実施と充実
  - ・児童生徒の英語力の向上を図るため、小・中学校の連携の強化
  - ・英語指導助手(AET)の効果的な活用を一層推進する。
- イ 英語指導助手(AET)をはじめとして外国人とふれあう機会を活用し、人権尊重の精神を基盤にして、我が国の文化と伝統を尊重するとともに、多様な価値観や文化的な背景の理解を深める取組を進める。
- ウ ICTを活用して国内外の学校や企業等とリアルタイムでつながるなど、グローバル人材の育成に向け、場所に制限されない遠隔学習の実施を目指す。
- エ 「KYO発見 仕事・文化体験活動」等の事業を活用し、伝統や文化を学ぶ機会や体験活動等の充実を図る。
- オ 身近にある地域の文化や文化財を教材として取り扱う。
  - ・市立図書館、歴史民俗資料館、プラネタリウム、コミュニティセンター図書室や社会科副読本「わたしたちの城陽市」等の積極的活用

#### (5) 市立小・中学校における魅力的な学び

- ア 中学校区の2小1中学が連携し、地域の特性と創意工夫を活かした教育課程を編成・実施し、特色ある学校づくりを通して教育の活性化を図る。
- イ 京都府や本市が実施する各事業等の活用により、創意ある教育活動を展開する。  
(3)のエ(4)のエ参照～)
- ウ 地域の自然、人材、組織、機関等の資源を積極的に活用し、地域の教育力を活かした体験活動や学習活動を推進し、ふるさと意識の醸成に努める。
  - ・市立図書館、歴史民俗資料館、プラネタリウム、コミュニティセンター図書室や社会科副読本「わたしたちの城陽市」等の積極的活用 ((4)オから再掲)
- エ 学校評価の充実や積極的な情報提供に努めるとともに、城陽方式によるコミュニティ・スクールの充実により、地域の教育力を活かした教育活動を一層推進する。
- オ 1人1台端末の有効活用や学校図書館の教育的機能の充実など、子どもたちが主体的に学習に向き合える環境づくりを進める。

## 2 豊かな人間性の育成と多様性の尊重

### (6) 人権教育の推進

- ア 自校の課題を明確にした人権教育推進計画を基に、一人一人を大切にされた教育を推進する。
  - ・互いの個性や価値観の違いを認め、自他を大切に作る資質・能力の育成
  - ・基本的人権や同和問題、いじめ問題など様々な人権問題を社会問題として捉え、正しい理解や認識の基礎を培い、問題解決に向けて自ら考え行動できる態度の育成
- イ 「人権学習資料集」等の教材を有効に活用し、指導方法等の工夫改善に努める。
- ウ 校種間・学校間の連携を強化し、児童生徒の発達段階を踏まえた体系的・計画的な人権教育を推進する。
- エ 全教職員が、確かな人権意識を持ち、様々な人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権教育推進上必要な実践力・指導力を向上させるため、研鑽に努める。
  - ・教職員人権研修ハンドブック（平成27年3月京都府教育委員会）の活用

## (7) 豊かな心をはぐくむ道徳教育と読書活動

- ア 校長のリーダーシップのもと、道徳科を基盤とした心の教育の充実を図る。
  - ・道徳教育推進教師を中心とした校内推進体制の充実
  - ・「京の子ども 明日へのとびら」、「私たちの道徳」等の資料の有効活用
  - ・道徳科の内容項目と道徳科の時間以外の指導内容が相互に効果を高め合う年間指導計画の作成
- イ 道徳の授業の中に課題解決的な学習や体験的な学習、心を育てる読書活動を位置づけ、児童生徒の道徳性を養う。
  - ・答えが1つではない課題に向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」の取組の推進
  - ・ボランティア活動等の社会奉仕体験や自然・文化体験活動等の豊かな体験活動と道徳科等との関連的指導の充実
  - ・学校や地域におけるスポーツなどの集団活動を促進し、協調性や忍耐力、礼儀や作法を重んじる心の醸成
- ウ 児童生徒の心に響き、道徳的価値の自覚を促す指導方法や評価についての研修を充実する。
  - ・教員用指導資料「道徳教育の進め方 京都式ハンドブック（改訂版）」や「京の子ども 明日へのとびら」実践事例集第2集等の有効活用
  - ・市学力向上等推進委員会において、道徳科の実践研究等に関わる研修会等の実施
- エ すべての教科で言語活動を充実するとともに、読書活動などを通じて、発達の段階に応じた「ことばの力」やコミュニケーション能力の育成を図る。
- オ 府、本市の「子どもの読書活動推進計画」を踏まえ、家庭、地域社会、学校等が一体となり社会総がかりで子どもの読書活動を推進する。
  - ・図書館司書等の有効な活用により、学校図書館の学習支援機能の充実
  - ・朝の読書、ボランティアによる読み聞かせや家庭における読書活動等の推進
- カ すべての子どもが読書に親しむ環境づくりを推進する。
  - ・府立図書館の学校支援セット貸出の有効活用
  - ・調べ学習等での学校図書館の積極的活用
  - ・国語科での並行読書における市立図書館の積極的活用
  - ・市立図書館の巡回図書やお話キャラバン等の有効活用
  - ・市立図書館配付の「おすすめブックリスト30」等の活用推進

## (8) 自立と社会参加に向けた特別支援教育

- ア インクルーシブ教育システム構築の推進に向けて、交流及び共同学習をさらに充実させるとともに、合理的配慮の理念を踏まえ、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じた支援を充実する。
- イ 小・中学校に通級指導教室を適切に配置し、専門的な知識と技能を有する教員の養成を進めるとともに、障がいについての正しい認識と具体的な指導や支援の在り方などについて、教職員研修のさらなる充実に努める。
- ウ 関係諸機関との連携を深め、就学相談、教育相談、進路相談等の相談活動を充実させ、より有効な指導や支援につなげる。
  - ・組織的に校（園）内委員会を機能させる特別支援教育コーディネーターの育成と有効活用
- エ 障がいのある児童生徒の主体的な学びにつなげるために、ICTを活用した多様な学習の形や学習機会を創出するとともに、個々の児童生徒の学習進度や興味・関心等に応じた学びや協働的な学びを充実させることにより、社会的自立に向けた取組を推進する。
  - ・障がいの有無にかかわらず、「焦点化」「視覚化」「共有化」を軸とした授業のユニバーサルデザイン化の推進
  - ・就学前から生涯にわたる支援を継続するため、個別の指導計画や個別の教育支援計画、移行支援シート等の積極的活用

## (9) 人間形成の基礎を培う幼児教育

- ア 幼稚園教育要領に基づき、創意工夫を活かした教育課程を編成し、特色ある園づくりに努める。
- イ 保育に当たっては、集団での遊びを通して、きまりの必要性について気付くなど、規範意識の基盤を支え、善悪を判断する力や思いやりの心を育てる。
- ウ 多様な体験、絵本や物語などに親しむ活動などを積極的に取り入れ、思いや気持ちは表現する活動を大切にする。
- エ 楽しく体を動かす遊びを通して、幼児期に必要な多様な動きを獲得するなど、体力・運動能力の基礎を培う。
- オ 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を家庭や保育園・幼稚園、小学校と共有することで、保幼小連携の強化を図る。
- カ 体験入学等を活用するなど、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るためのカリキュラムを充実する。
- キ 家庭との連携を強化し、預かり保育を推進するとともに、子育てに関する相談などに応じ、幼児教育センターとしての役割を積極的に果たす。
- ク 幼児教育の質の向上を図るため、京都府立幼児教育センターとの連携や幼児教育アドバイザー等の活用により、幼稚園教諭や保育士の資質向上に努める。

## (10) いじめや暴力行為の防止対策の充実

- ア 道徳教育や人権教育をはじめ教育活動全体を通じて、自他を大切にし、人を思いやる豊かな心をはぐくむ取組を推進する。
  - ・学校教育活動のすべてにおいて、相互に効果が高められるよう、道徳科の内容項目と人権教育等における指導内容に配慮した指導計画による指導の充実
  - ・様々な体験活動や言語活動の充実などにより、児童生徒がルールやマナーを実感したり、様々な世代の方々と交流したりすることで、規範意識やコミュニケーション能力を高める取組の推進
  - ・「法やルールに関する教育」ハンドブックや「非行防止教室」等の活用と家庭との連携
  - ・SNS等を使用したインターネット上のいじめに対応した児童生徒を対象とした情報モラル教育の充実と保護者への啓発
- イ 主体的に学び考える力や多様な人をつながる力、新たな価値を生み出す力の源となる自己肯定感の醸成に配慮した教育を進める中で、道徳や倫理について考え、法律等の社会のルールを守る取組や公共の精神をはぐくむ取組を推進する。
  - ・子ども自身による「いじめ防止キャンペーン」など、自己啓発的な取組の推進
- ウ いじめや暴力行為の未然防止や早期発見・早期対応、再発防止に努める。
  - ・すべての児童生徒を対象にいじめのアンケート調査及び個別の聞き取り調査の実施
  - ・府、本市及び学校の「いじめ防止基本方針」を踏まえ、いじめ防止のための対策に関する基本的な方針に基づく指導の推進
  - ・スクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」等と連携した指導・支援体制の強化
  - ・外部機関（警察やスクールサポーター等）との連携
  - ・児童生徒のいじめ事象や暴力行為等に係る教員の生徒指導研修の充実
- エ いじめや暴力行為に対しては、毅然とした態度で指導を行うとともに、必ず組織的な対応を行う。

## (11) 不登校児童生徒に対する学びの保障

- ア 不登校の未然防止や早期発見・早期対応に努める。
  - ・校内における組織的な情報共有と組織的な初期対応
  - ・児童生徒の不登校に係るOJT等による教員研修の充実
- イ 個々の不登校児童生徒の状況に応じて、ICTを活用した個別学習や遠隔学習など、きめ細かな取組を推進する。

- ウ 個々の不登校児童生徒の状況に応じて、学校が適応指導教室（ふれあい教室）や民間のフリースクール等と連携し、子どもや家庭に対する適切な支援や学習機会の提供に取り組む。
- エ 学校に行きにくい状況にある児童生徒について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育充実補助員（不登校対策）等と連携し、教育相談の充実に努めるとともに、必要に応じて関係諸機関との連携を図る。
- オ 小学校と中学校における情報共有や教員によるきめ細かな見守りなど、新たな不登校を生まない小・中学校の連携による環境づくりを進める。

### 3 健やかな身体の育成

#### (12) 学校や地域におけるスポーツの機会の充実

- ア 小学校においては、新体力テストの結果を把握・分析するとともに、「京の子ども元気なからだスタンダード」等の活用を図り、組織的・計画的・継続的な体力向上に向けた取組を推進する。
- イ 中学校においては、新体力テストの結果から自己の体力について理解させ、自己の課題解決に向けた指導と主体的な取組への支援を大切にする。
- ウ 学校体育における実技指導に当たっては、文部科学省の「教師用指導資料 小学校体育（運動領域）まるわかりハンドブック」や「学校体育実技指導資料集」、「子どもの体力向上のための取組ハンドブック」、京都府教育委員会の「運動遊びガイドブック（幼児期・小学校低学年対象）」や「体力づくり指導の手引きThe First Step」等を有効に活用し、効果のある実践を推進する。
- エ 「運動部活動指導ハンドブック改訂版（令和元年9月）」を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善に努める。
- オ 障がい者スポーツ、パラリンピック種目の広報に努め、障がいの有無にかかわらずスポーツにふれあう機会を増やす取組を推進する。
- カ 本項のアイウに掲げた体力向上の取組を推進しつつ、児童生徒の主体性を大切に生涯スポーツにつながる体育科教育を推進する。

#### (13) 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応

- ア 学校保健計画に基づく保健学習と保健指導の充実を図る。
  - ・「運動・食事・休養」に関する基本的な生活習慣の確立に向けた啓発活動や学校保健委員会を中心とした学校・家庭・地域が連携した取組の推進
  - ・新型コロナウイルス感染症をはじめ様々な感染症や現代的な健康課題への対応を含めた保健管理と保健教育の推進
- イ 食に関する指導の手引き―第二次改訂版―（平成31年3月）を活用し、指導計画に基づく教科等横断的な指導の充実を図る。
- ウ 学校給食を中心として食育を推進する。
  - ・本市の学校給食において、地場産物の活用や食文化への理解の促進など、本市の特色を活かした取組の推進
- エ 飲酒、喫煙、薬物乱用と健康との関わりについて、児童生徒が早い時期から認識できるよう、家庭や地域社会、関係機関と連携を図りながら依存症への理解や乱用防止のための教育を徹底する。

#### (14) 次世代アスリートの発掘・支援と競技力の向上

- ア 国内大会や国際大会において活躍するアスリートを輩出するため、優れた資質・能力を持つジュニアアスリートの発掘と育成を目指すとともに、競技力向上のため、校種間、地域のスポーツクラブ、競技団体等との連携を進める。
- イ 「国体選手等派遣事業」、「もっと元気な京都ジュニア『夢・未来』スポーツ体験事業」等を積極的に活用し、児童生徒に夢をはぐくむ取組を推進する。



ウ 総合型地域スポーツクラブの充実や小中学校のグラウンドや体育館などの開放による場の提供を図るなど、生涯スポーツ社会の実現に向けた取組を推進する。

#### 4 学びを支える教育環境の整備

##### (15) 安心・安全を守る学校危機管理

ア 学校安全計画を策定し、児童生徒の安全確保を図るための取組を行うとともに、学校保健計画も踏まえ、児童生徒が主体的に危険を予測し的確に判断できる力を育成する。

- ・関係機関と連携・協働し、防犯訓練、防犯教室、避難訓練、交通安全教室、地域見守り隊の取組等の実施
- ・定期的な施設・設備の安全点検、計画的な安全指導の実施
- ・学校独自の「危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)」の検証と改善
- ・「通学路あんぜんマップ」の作成と活用

イ 防災教育や安全教育を計画的に実施し、危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成する。

ウ 1人1台端末を活かして、非常時や災害時における学校臨時休業中においても、教員によるオンラインによる授業の実施や文部科学省や京都府教育委員会によるデジタル教材の活用など、児童生徒の学びを止めない取組を進める。

エ 学校臨時休業中も教員と児童生徒がつながることを大切にし、ICTの活用も一つの方法として児童生徒の健康状態や学習状況の把握など、教員とのコミュニケーション体制を整備する。

オ 学校保健計画に基づき、新型コロナウイルス感染症をはじめ様々な感染症などの対策については、学校医や保健所等の専門機関の指導のもとで、学校・家庭・地域及び教育委員会が連携・協働し、感染症予防の取組を推進する。

##### (16) 多様な子どもたちを包み込む学びのセーフティネットの構築

ア 児童虐待や経済的に困難な状況に置かれている子どもを早期に発見・対応するため、教職員研修の充実を図る。

イ 児童虐待を防止するための「児童虐待防止リーフレット」の活用や校内相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携強化に努める。

ウ 経済的に困難な状況におかれている子どもをはじめとするすべての子どもに、基礎学力の定着と希望する進路の実現を図るため、家庭での生活習慣の確立や学習習慣の定着に向けた取組など、家庭・地域との連携・協働を推進する。

- ・切れ目のない支援を行うため、小学校と中学校の情報共有による連携の推進
- ・児童相談所や福祉事務所、地域の民生児童委員等との連携
- ・学習支援員、スクールソーシャルワーカー、まなび・生活アドバイザー等の有効な活用

エ 家庭の経済的な理由で子どもの学習機会がそこなわれることのないよう、就・修学等を支援するための援護制度を周知・徹底する。

オ コミュニティ・スクールや学校地域協働活動など、地域の特性に応じた事業を活かし、学校における学習活動、児童生徒の安全確保、環境整備等で活躍する地域ボランティアとの連携を進める。

カ 子どもの健全育成に向けた学校・家庭・地域社会・関係諸機関のネットワークの充実を図る。

- ・各中学校区の学校地域連携推進事業などを活かし、地域全体で子どもをはぐくむ取組の推進

##### (17) 優れた教員の確保と資質能力の向上

ア 優れた教員の基盤は、まずは子どもたちとの信頼関係をしっかりと構築できる資質と技能を有する教員であることを認識し、日々研鑽するとともに、子どもたちとのコミュニケーションについて常にフィードバックし、教員自身が変容できる柔軟性と謙虚さを有するよう努める。

- イ 教職員は、教育公務員として公教育に課せられた使命と責任を自覚し、教育関係諸法令を遵守する。
- ウ 教職員は、豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を基盤とした実践的指導力の向上を図り、市民の信託と期待に応えるよう努める。
- エ 教職員人事評価の活用などを通して、教員の資質・能力の向上に努める。
- オ 教職員は、校(園)内年間研修計画による研修、京都府教育委員会及び本市教育委員会による研修、その他公教育を進める各研修会等に積極的に参加し、指導力を向上させ、学校全体の教育力の向上に努める。
- カ 公教育を進める研究会は、教育委員会と密接に連携し、教育水準の維持、向上を図るため、それぞれの教育課題を踏まえた研究活動を進める。
- キ 教職員は、児童生徒の実態把握と分析に努め、課題の解決に向け、常に仮説に基づいた実践を行うとともに、実践につながる校内研修を充実させる。

#### (18) 教職員がいきいきと子どもに向き合える環境づくり

- ア 校長のリーダーシップのもと、職場において一人一人の教職員がそれぞれの特性を生かし、いきいきと活動できる環境づくりを目指す中で、それぞれが認め合える関係づくりを進める。
- イ 教職員が相互にそれぞれの立場や責務を理解し、教職員が主体的に連携・協働を進める方法を工夫することで、教員が一人一人の子どもに向き合う時間の一層の確保に努める。
  - ・「子どものための京都式少人数教育」の活用
  - ・城陽市が任用する教育充実補助員、特別支援教育支援員、学習支援員等の有効活用
- ウ 学校に常駐しない専門家(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・まなび・生活アドバイザー・心の居場所サポーター等)を有効に活用するため、校長のリーダーシップのもと、それぞれの専門家との連携・協働のための環境整備(関係構築・時間・場所など)を学校間の連携を含め組織的に推進する。
- エ 「働き方改革」に向けた教職員の主体的な意識改革を進めるとともに、教職員が相互に連携・協働し、働きやすい職場の雰囲気創造できるよう努める。

#### (19) 市立学校等の整備促進

- ア 定期的な施設設備の点検による計画的な修繕や整備によるより良い教育環境づくりを推進する。
  - ・ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、安心・安全に学習できる環境づくりの推進
  - ・1人1台端末が有効に活用できる教育環境の整備
  - ・ICT機器の有効活用とともに、既存の図書や教材を有効活用できる教育的機能の充実を目指した施設整備の推進
- イ 防災拠点等、多様な人々の利用に配慮した施設や設備等のバリアフリー化に努める。

### 5 学校・家庭・地域の連携・協働と社会教育の推進

#### (20) 家庭の教育力の向上

- ア 主体的に学び考える力や多様な人となつながら力、新たな価値を生み出す力の源となる自己肯定感を醸成するために必要な取組を、学校が発信元となり、家庭・地域と連携・協働して行う。
- イ 「運動・食事・休養」に関する基本的な生活習慣の確立や家庭での学習習慣の確立、豊かな心の育成のためのPTA等の主催する学習活動への協力・支援に努める。  
( (13)アから再掲 )
- ウ PTA等と連携・協働し、「親のための応援塾」による就学前の子どもを持つ親への支援に努める。

エ 飲酒・喫煙や薬物乱用防止、ネットトラブル等に関する学習資料を活用し、保護者等を対象とした研修を実施するとともに、研修機会を通して保護者同士のネットワークづくりを進める。 ((13)エから再掲)

オ P T Aや関係機関と連携し、タブレット端末等 I C T機器を活用した新しい学習方法を保護者が体験するなど、時代のニーズに対応した研修機会を提供する。

## (21) 地域の教育力の向上と地域とともにある学校づくり

ア 学校から家庭や地域社会への積極的な情報発信及び学校関係者評価の充実を図る。

・学校だより、各種説明会、ホームページ等を通じて学校の情報の積極的な発信

イ 学校評価等を活用しながら開かれた学校づくりを進め、信頼される学校づくりに努める。

ウ 城陽方式によるコミュニティ・スクールを充実させ、保護者や地域の人々が学校運営に参画し、学校と地域が一体となって、目標や目指すところの共有を図り、よりよい教育の実現を目指すとともに、学校から地域社会への貢献という双方向の連携に努める。

## (22) 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育

ア 教育活動全体で様々な学びの機会を活用して、主体的に考え、議論する活動に取り組み、豊かな心や公共の精神等の道徳性など、社会に参画するための力を養う。

・国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質や能力を育成するため、城陽市議会や選挙管理委員会と連携して、地域の課題について話し合う討論会や模擬選挙を実施するなど、主権者教育の推進

・一人一人が消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できるようにするため、関係機関と連携して通信販売やクレジットカード等の不正利用を防ぐ教育を行うなど、子どもたちの発達段階に応じた消費者教育の推進

・情報社会を生き抜くために、子どもがプログラミングの働きを理解するとともに、情報と情報手段を主体的に選択し、活用していくための基礎的な資質として、情報セキュリティや情報モラルを理解するなど、情報活用能力の育成を図る取組の推進 ((2)ウから再掲)

イ 持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむため、環境や情報などに係る現代的な課題に対する関心を高め、理解を深めるとともに、課題解決に向け主体的に考える児童生徒の育成を図る。

・各教科、児童会、生徒会、地域での取組やJ-E M Sエコスクールなどの取組を通して、環境の保全やよりよい環境づくりに主体的に取り組む態度や能力の育成

・校種間の連携や家庭、地域社会、関係諸機関との連携による環境教育の推進

・子どもたちが学校での学習と自分の将来との関係について意義を見出して学ぶ意欲を高めるとともに、体験活動や体験的な活動等を通して学校での学びを社会で役立てられるよう、子どもの発達段階に応じたキャリア教育の推進

・少子化問題が重要な課題となる中、次代を担う中学生が、家族の大切さ、子どもを産み育てる意義、妊娠や出産に関する知識などを学ぶ学習活動の推進

ウ ボランティア活動や地域に根ざした活動などを通して、社会に貢献する心やリーダーシップの育成を図る。